

件 名

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

非常勤の学校職員について介護休暇等の取得要件を緩和するため、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行の規則の内容
学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの

- 2 改正の内容
非常勤の学校職員の介護休暇等の取得要件の緩和
※「短期介護休暇」「子の看護休暇」「介護休暇」「介護時間」のいずれも、1週間の勤務が3日以上又は1の年度の勤務日数が121日以上非常勤の学校職員が対象

(1) 「短期介護休暇」「子の看護休暇」

現行
・ 6 月以上継続勤務しているもの



改正案
・ <u>6 月以上の任期が定められているもの</u> 又は6 月以上継続勤務しているもの

(2) 「介護休暇」

現行
・ 1 年以上継続勤務しているもの
・ 介護休暇取得の初日から93 日後（取得期間の最長）以降に <u>1 年以上の在職が見込まれる場合</u>



改正案
・ 介護休暇取得の初日から93 日後（取得期間の最長）以降に <u>6 月以上の在職が見込まれる場合</u>

(3) 「介護時間」

現行
・ 1 年以上継続勤務しているもの



改正案
・ なし

(4) その他規定の整備

3 施行期日

令和4年4月1日

改正案	現行
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第二十一条 (略) 第二十二条 1～5 (略) 6 第二項第十一号、第十二号及び第十三号並びに第三項第五号及び第六号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。 7～9 (略) 10 <u>第三項第七号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から六月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。</u> 11 <u>第三項第八号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。</u> <u>（削る。）</u></p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条～第二十一条 (略) 第二十二条 1～5 (略) 6 第二項第十一号、第十二号及び第十三号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。 7～9 (略) 10 <u>第三項第五号及び第六号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。</u> 11 <u>前項の規定は、第三項第七号及び第八号の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。</u> 12 <u>第三項第七号の休暇は、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。</u></p>

12 (略)
第二十三条・第二十四条 (略)
別表 (略)

13 (略)
第二十三条・第二十四条 (略)
別表 (略)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第六項中「第十三号」の下に「並びに第三項第五号及び第六号」を加え、同条第十項及び第十一項を次のように改める。

10 第三項第七号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から六月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

11 第三項第八号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。

第二十二條中第十二項を削り、第十三項を第十二項とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。